（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（法附則第十七条第一項第一号の政令で定める事業）

第十四条の二　法附則第十七条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　法附則第十七条第一項第一号に規定する革新的な医薬品等の国内外における実用化に必要な事業活動に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

二　前号に規定する事業活動に要する資金の調達に関する情報の提供、相談及び助言を行う事業

三　前号に規定する資金の提供を行う事業

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十六条の項中「第十六条」の下に「並びに附則第二十二条及び第二十九条」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「第十六条」の下に「若しくは附則第二十二条若しくは第二十九条」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百十号

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第一号及び附則第十四条の二、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七条並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中ロを削り、ハをロとする。

附則第三条の次に次の見出し及び二条を加える。

（特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置）

第三条の二　当分の間、行政執行法人に使用される第二条第一項第九号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして財務省令で定めるものを除く。）について法第四十条第八項及びこの政令第十一条の二の二の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、法第三十七条第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該行政執行法人の職員を組合員とする組合をいう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。

2　前項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより特定組合に申出をした特定減額特例対象者は、特定組合の組合員とする。

3　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による組合員の資格を取得する。

4　組合員が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の行政執行法人に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす。

5　第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、財務省令で定めるところにより特定組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。

6　特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなつたとき。

三　死亡したとき、又は退職したとき。

7　特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第三条の二第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

8　特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の行政執行法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十条第七項及び第八項並びに第四十五条第二項の規定その他財務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。